
峡北広域行政事務組合 公共施設等総合管理計画



昭和 46 年（1971 年）旧庁舎



平成 29 年（2017 年）新庁舎

平成 30 年（2018 年）1 1 月

峡 北 広 域 行 政 事 務 組 合

目 次

頁

第1章 公共施設等総合管理計画について

1	計画策定の目的	1
2	計画の位置づけ	1
3	組合の概要	2
4	対象施設	2
5	計画期間	2

第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1	公共施設等の現況	3
2	人口動向と課題	4
3	財政の状況	6
4	歳入の状況	10
5	歳出の状況	11
6	将来の更新費用の試算	11
7	財源の状況及び今後の見通し	12
8	現状や課題に関する基本認識	13

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

1	基本方針	14
2	施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な考え方	14

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1	消防施設	17
2	可燃ごみ処理施設・不燃ごみリサイクル施設	18
3	し尿処理施設	19
4	集会施設	19

第5章 計画の推進方法

1	全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	20
2	圏域住民、議会、関係市等との情報共有	20
3	フォローアップの実施方針	20

第1章 公共施設等総合管理計画について

1 計画策定の目的

近年、公共施設等の老朽化が大きな社会問題となり、本組合が保有している施設等についても老朽化が進み、今後消防施設を中心に集中的に更新時期を迎えることとなります。また、東日本大震災などの災害を教訓に防災対策・危機管理等の新たな行政需要や住民ニーズの多様化への適切な対応も求められます。

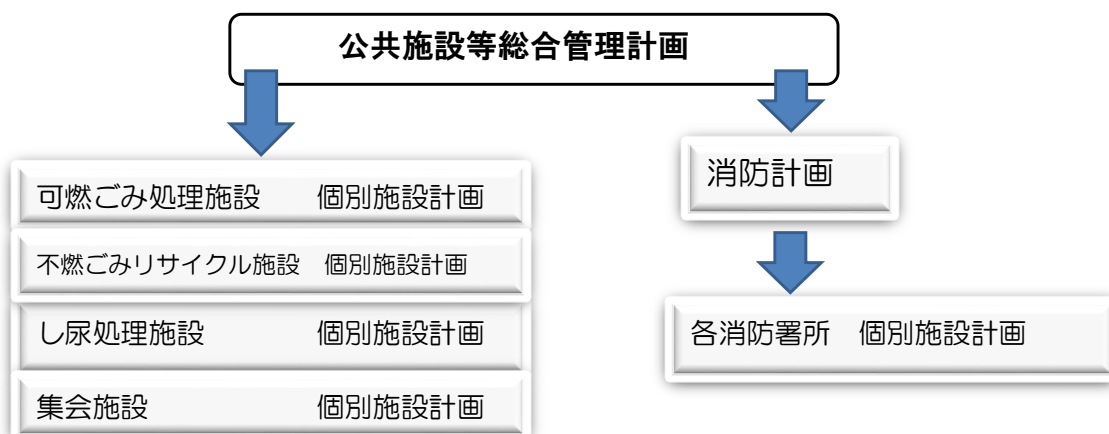
こうした状況の中、人口減少や少子高齢化の進行などにより、人口構造が大きく変化する中で関係市の財政状況も厳しさを増すことが懸念されます。一方で住民ニーズや社会情勢の変化にも適切に対応しなければなりません。今後も健全な財政運営を確保しながら、施設を効果的かつ効率的に活用しながら、公共施設等を適正に維持管理していく必要があります。

峡北広域行政事務組合公共施設等総合管理計画は、関係市の公共施設等総合管理計画を踏まえた計画とします。本組合が保有する公共施設等について、現下の社会情勢や施設の現状、将来を見据える中で今後の課題を整理するとともに、長期的な視点をもって、適正配置・更新・統廃合・長寿命化などを行うことにより、財政負担の軽減・平準化を目指すものとして、総合的かつ計画的な維持管理に関する基本的な方向性を定めることを目的とします。

2 計画の位置づけ

本計画は、本組合が保有する公共施設等について、基本的な方向性を示すとともに施設等を維持管理するうえで、各施設の個別施設計画の上位計画として位置づけます。

今後は、本計画に基づき、消防施設、可燃ごみ処理施設、不燃ごみリサイクル施設、し尿処理施設及び集会施設について、施設ごとの長寿命化や統廃合、維持修繕などの個別施設計画について、本計画と整合性を図りながら策定し、適正な管理を実施していくこととします。



3 組合の概要

本組合は、葦崎市、北杜市、甲斐市の3市により構成され、複合的一部事務組合として、消防・ごみ処理・し尿処理事務を共同処理しています。

組合の名称：峡北広域行政事務組合

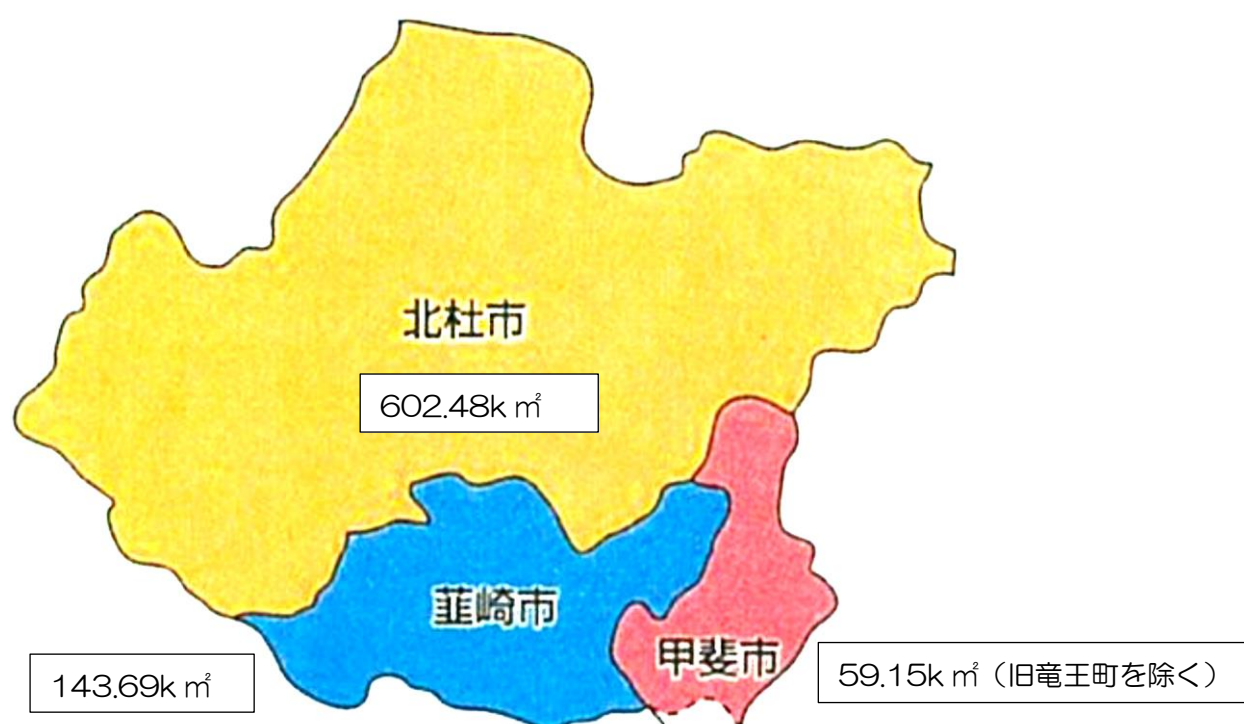
組合の種類：一部事務組合

構成市：葦崎市、北杜市、甲斐市（旧竜王町を除く）

面積：805.32 km²

人口：112,954 人

世帯数：48,910 世帯



4 対象施設

本計画の対象は、本組合が保有する消防施設 7 施設（本部・葦崎消防署併設）、可燃ごみ処理施設 1 施設、不燃ごみリサイクル施設 1 施設、し尿処理施設 1 施設、集会施設 1 施設の合計 11 施設とします。

なお、多目的広場・プレハブ車庫・倉庫等の簡易な構造の建築物、訓練塔等の工作物については、除くものとします。

5 計画期間

本計画の期間は、平成 30 年度（2018 年度）から平成 49 年度（2037 年度）までの 20 年間とします。

なお、今後の社会情勢の変化や計画の進捗状況を踏まえて、概ね 10 年ごとに計画を見直すものとします。

第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1 公共施設等の現況

(1) 公共施設等の概要

本組合が保有する 11 施設の概要は、表 1 のとおりです。延床面積の合計は 15,778.69 ㎡です。敷地面積の合計は、71,838.59 ㎡であり、そのうち葦崎消防署双葉分署の敷地 1,467.74 ㎡は甲斐市からの借地です。

表 1 対象施設

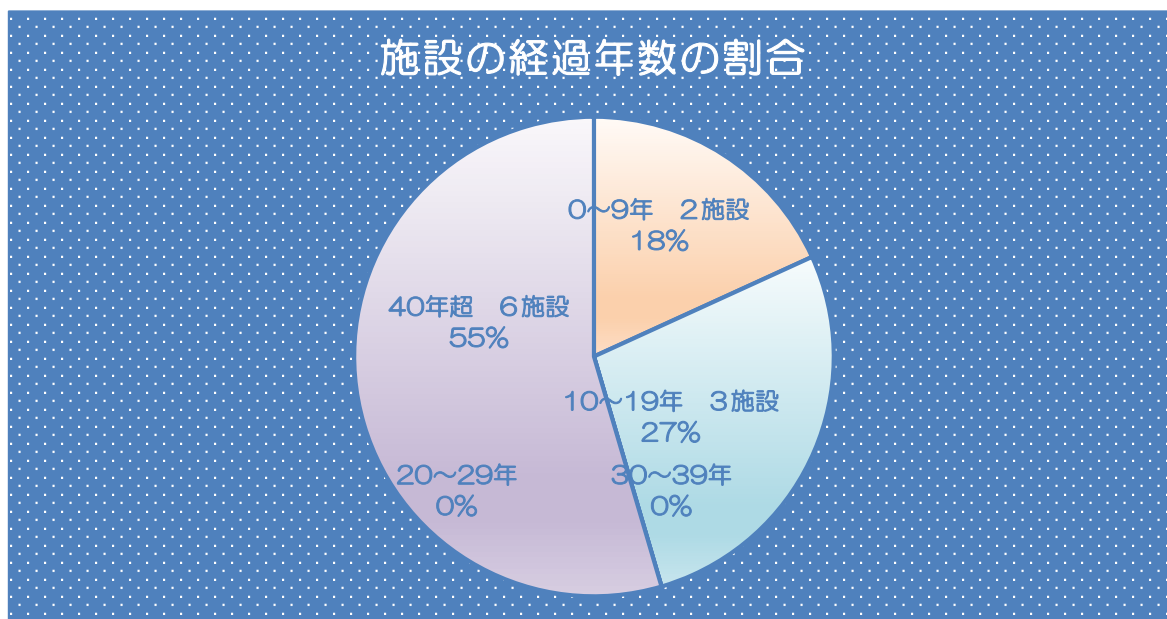
平成30年3月現在

No.	分類	施設名	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	構造	竣工	経過 年数
1	消防施設	峡北消防本部 葦崎消防署	7,467.25	3,295.98	RC	H29.4	0
2		葦崎消防署須玉分署	891.66	234.89	RC	S46.3	46
3		葦崎消防署白州分署	1,352.59	275.41	RC	S46.3	46
4		葦崎消防署双葉分署 (借地)	1,467.74	339.69	RC	H24.10	5
5		北杜消防署	4,024.69	465.20	RC	S46.3	46
6		北杜消防署高根分署	1,026.25	262.64	RC	S46.3	46
7		北杜消防署小淵沢分署	830.53	206.59	RC	S52.12	40
8	可燃ごみ 処理施設	峡北広域環境 衛生センター 可燃物処理施設	31,866.76	6,943.17	RC	H15.3	14
9	不燃ごみ リサイクル 施設	峡北広域環境 衛生センター リサイクルプラザ		1,445.36	RC	H18.3	11
10	し尿処理 施設	峡北南部衛生センター	6,130.51	1,444.95	RC	S41.3	51
11	集会施設	総合福祉センター	16,780.61	864.81	S造 一部 RC	H19.3	10
合 計			71,838.59	15,778.69			

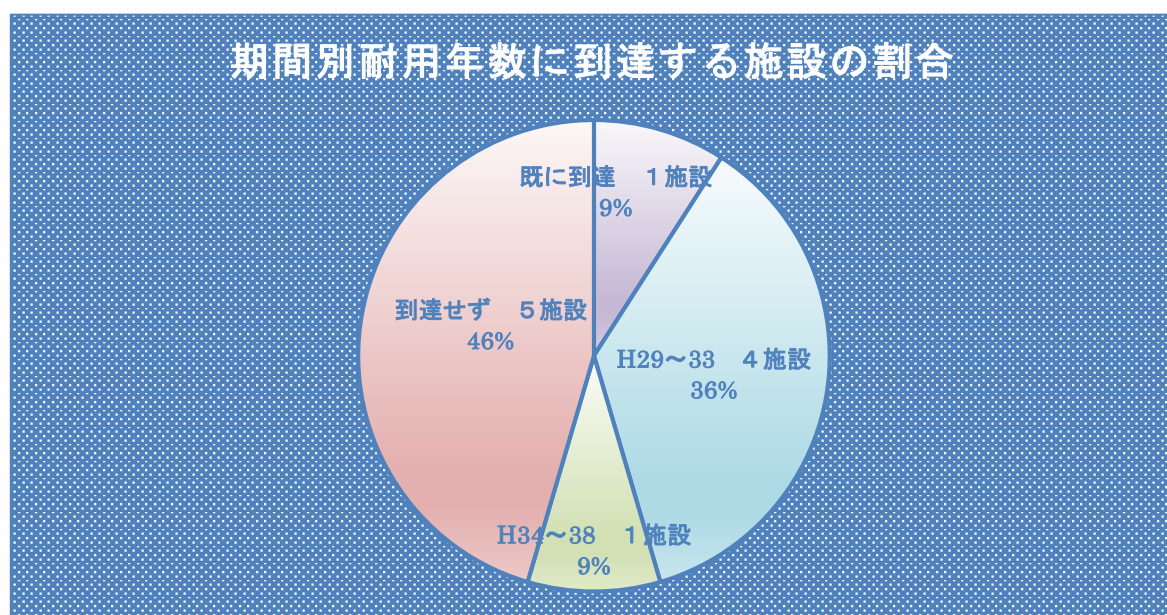
(2) 施設の経過年数及び課題

施設の建築後の経過年数別割合は、図1で示すとおり全11施設のうち6施設が建築後40年を超えています。また、図2のとおり今後8年以内に6施設が法定耐用年数（RC造47年）に到達し、昭和56年以前の旧耐震基準で整備されている施設は、耐震不足に加え老朽化が著しく建替えが課題となっています。

【図1】



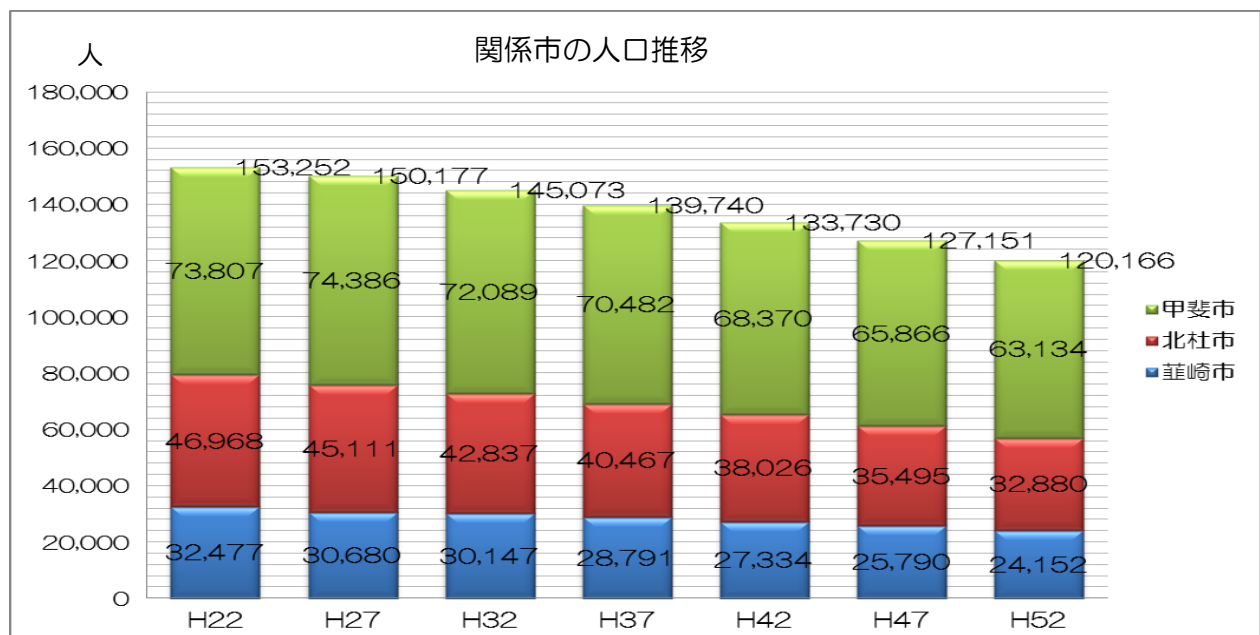
【図2】



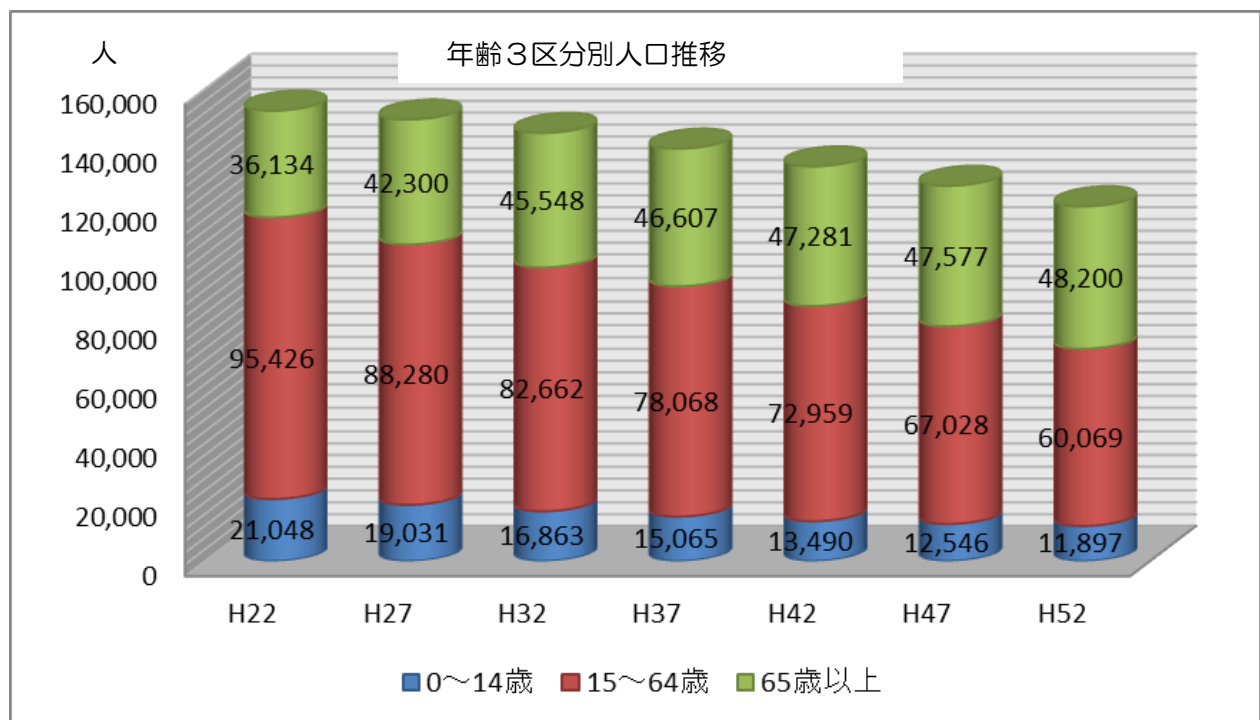
2 人口動向と課題

本組合の関係市の総人口は、図3に示すとおり平成22年以降減少が続き、今後も減少傾向が続いていくものと見込まれます。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、平成52年（2040年）の関係市の総人口は120,166人（平成27年比△20.0%）となり、図4に示す年齢3区分別人口の生産年齢人口は60,069人（同△32.0%）に減少し、一方65歳以上の老年人口は48,200人（平成27年比13.9%）に増加するものと見込まれています。これらの人口構造の変化に伴い、本組合の業務にも多大な影響があるものと考えられます。

【図3】



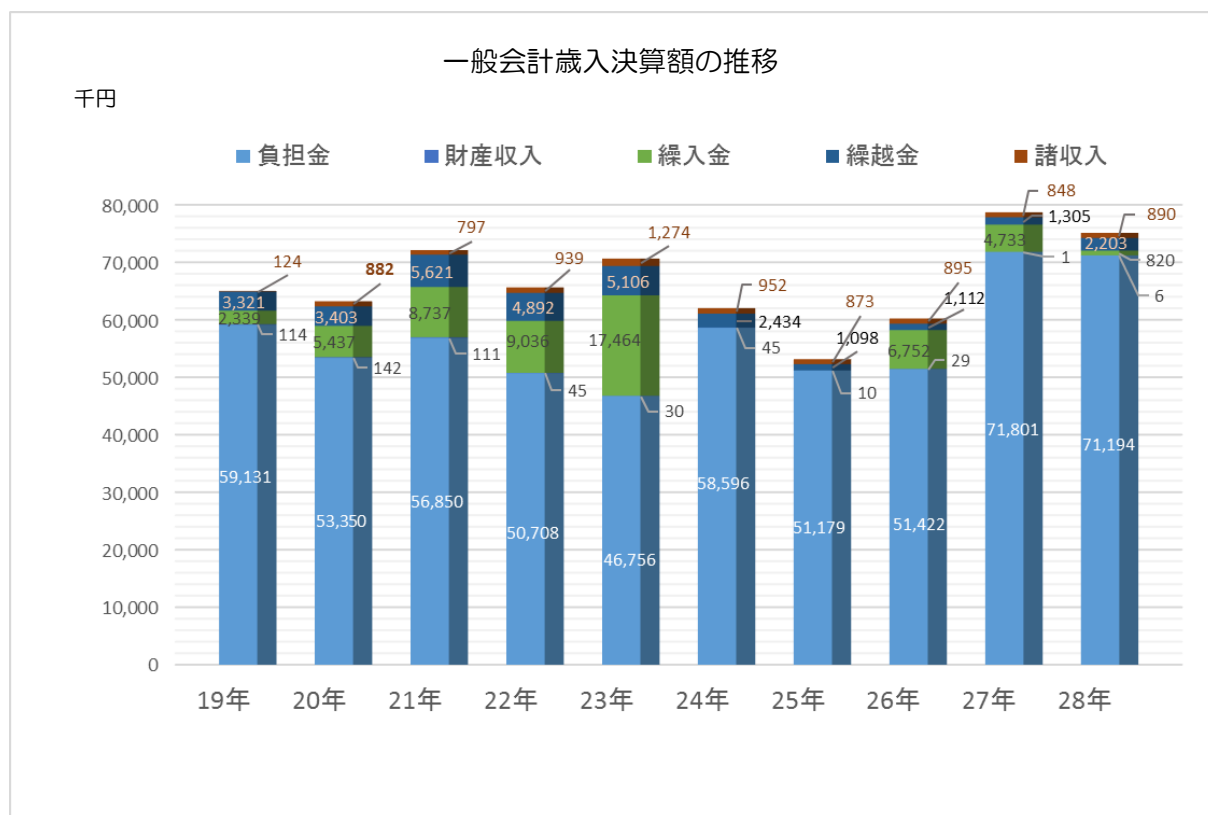
【図4】



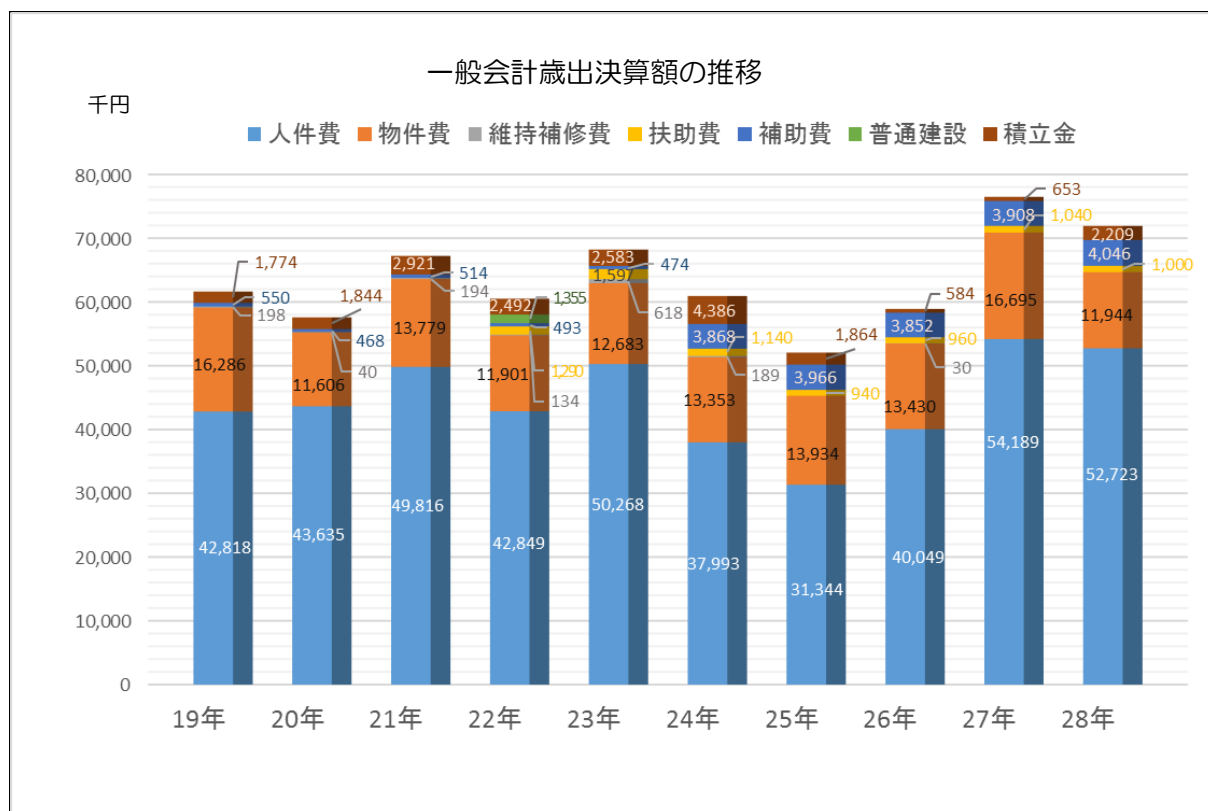
※ H22 (644 人) 及びH27 (566 人) の年齢不詳数は除く。

3 財政の状況 (1) 一般会計

【図5-1】

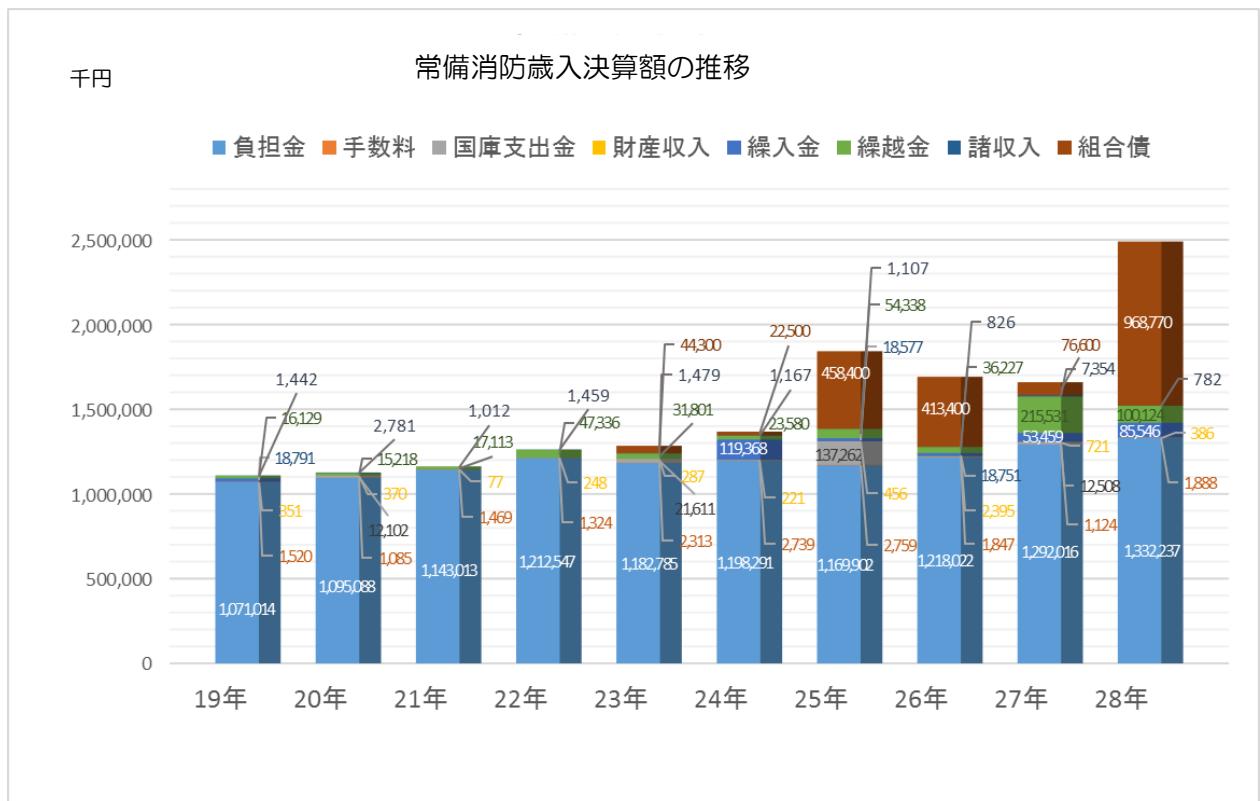


【図5-2】

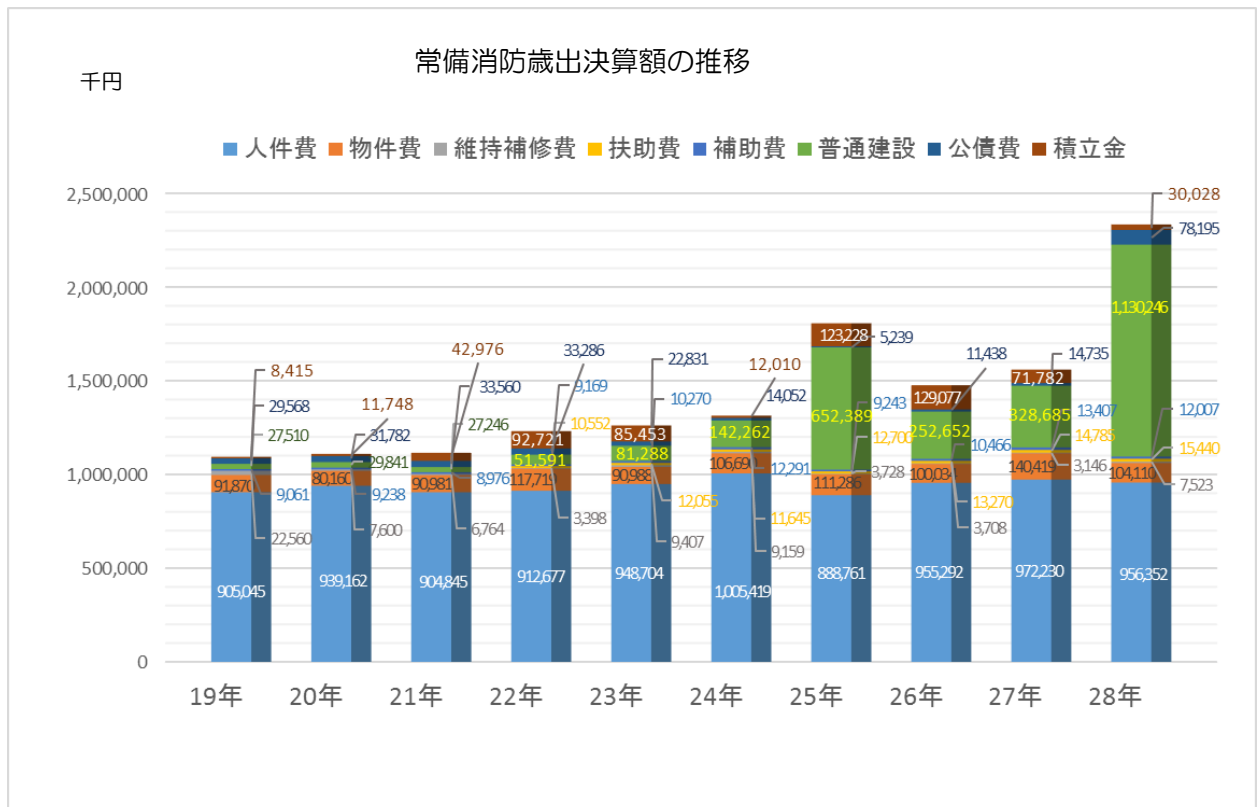


(2) 常備消防特別会計

【図5-3】

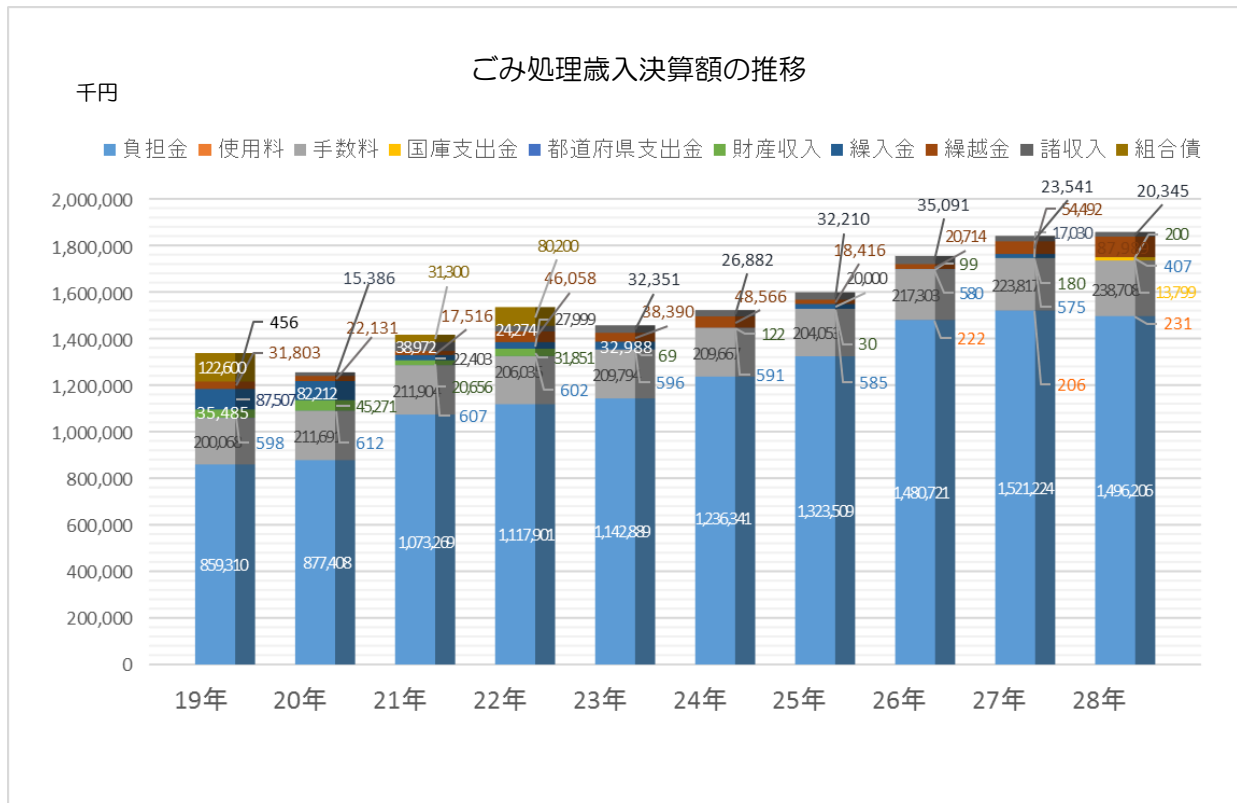


【図5-4】

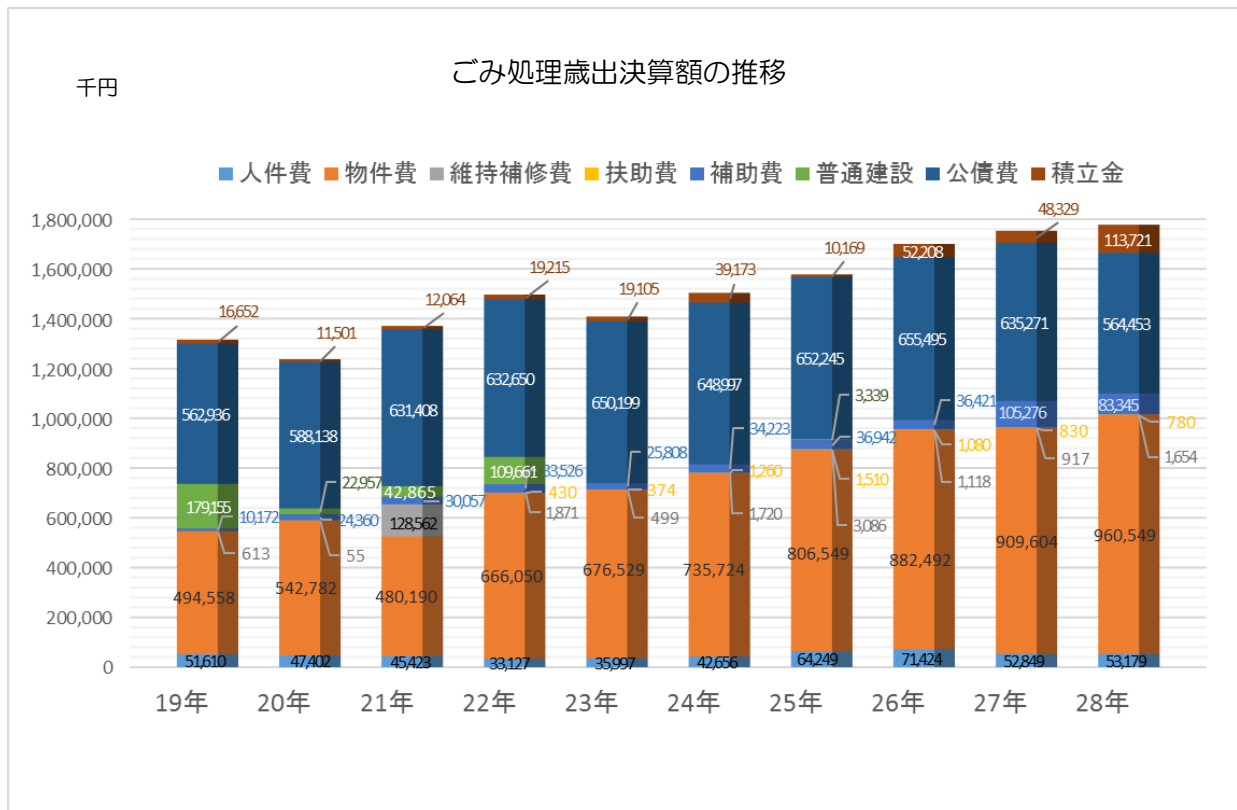


(3) ごみ処理特別会計

【図5-5】

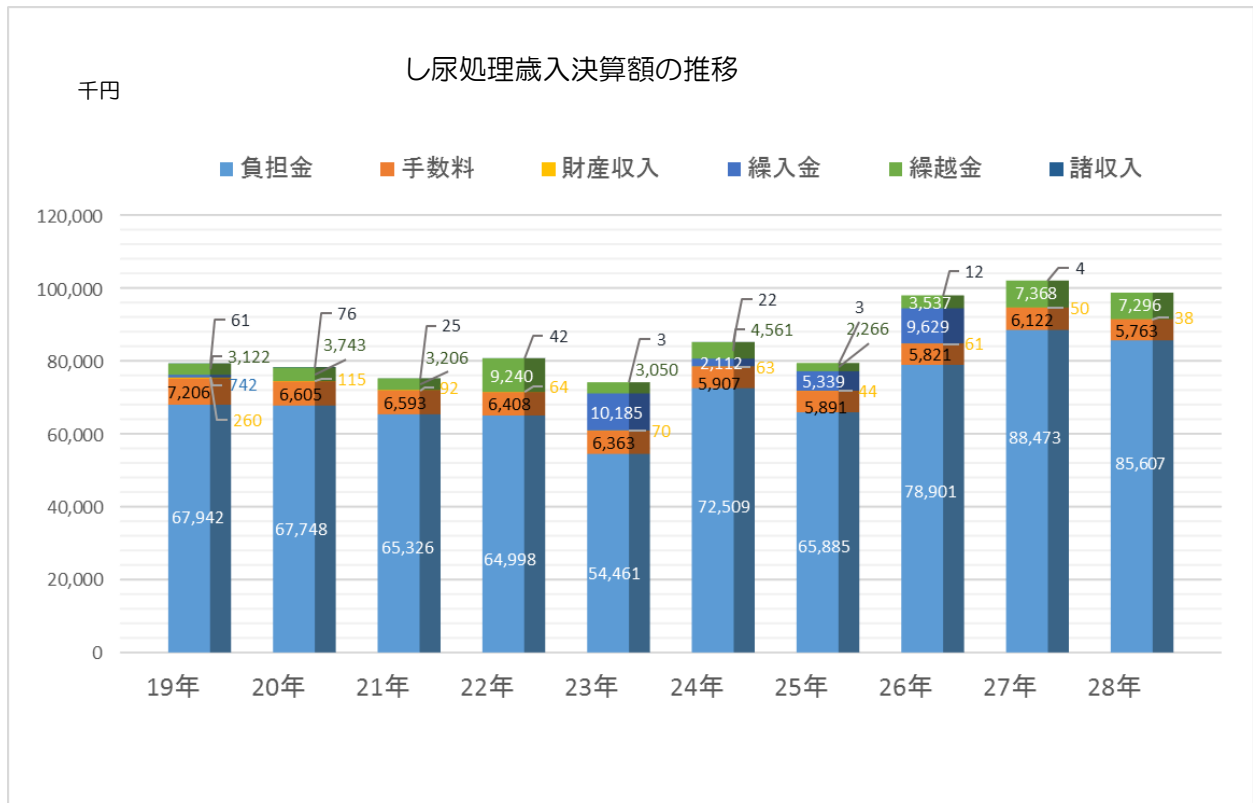


【図5-6】

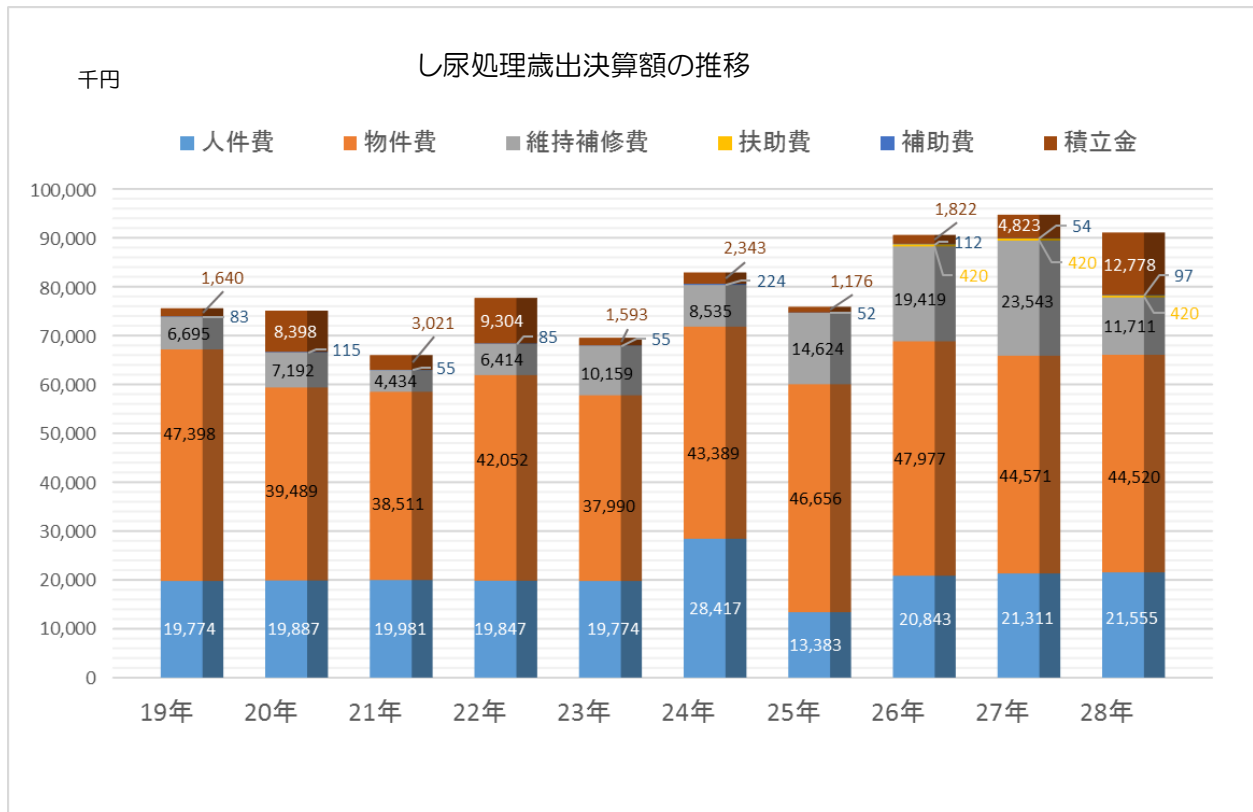


(4) し尿処理特別会計

【図5-7】

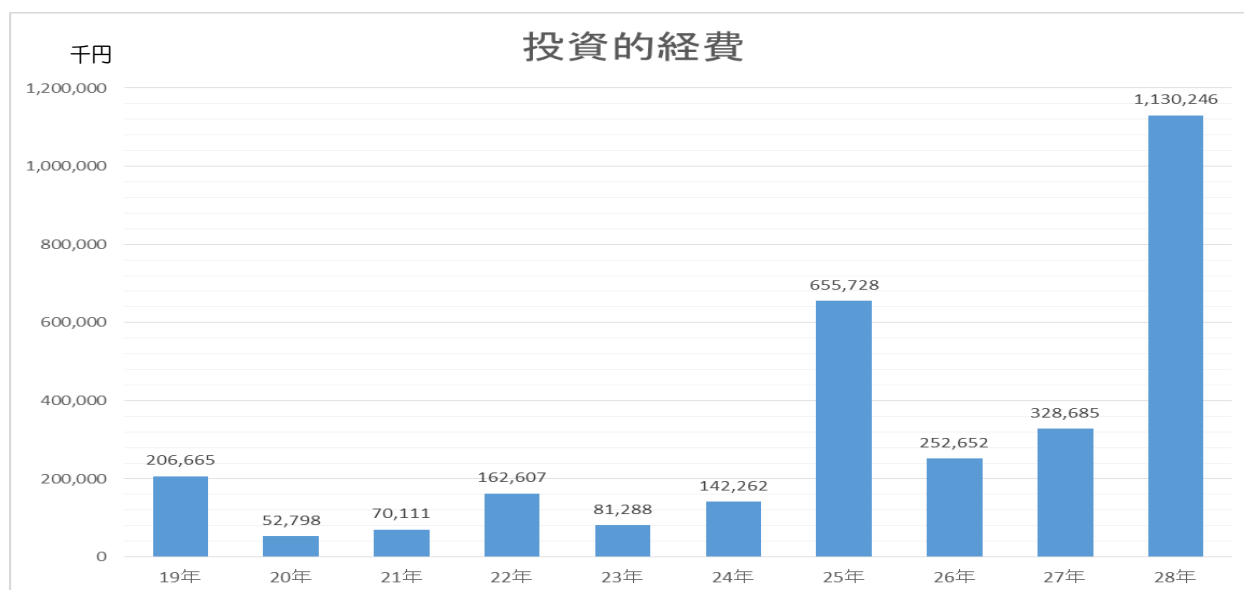


【図5-8】



(5) 4会計合計の投資的経費の推移（H19～H28）

【図6】

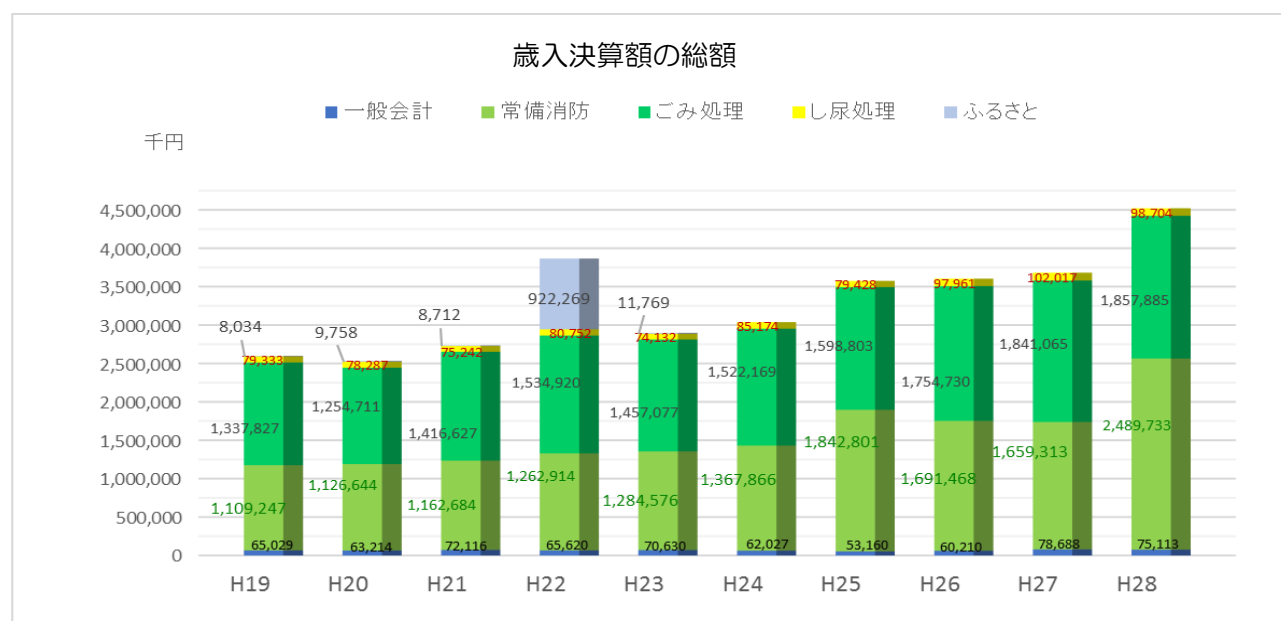


4 歳入の状況

本組合の歳入決算額の各会計別の内訳は、図7のとおりです。歳入決算額にばらつきがあるのは、次項の歳出の状況で掲げるとおりです、なお、各事業については、国庫支出金・起債等を活用して実施しています。

歳入の内訳としては、大規模事業を除き、ほとんどが関係市の負担金で構成されています。関係市負担金以外の歳入は、消防危険物手数料、可燃・不燃ごみ処理手数料・し尿処理手数料、財産運用収入・繰越金等です。

【図7】

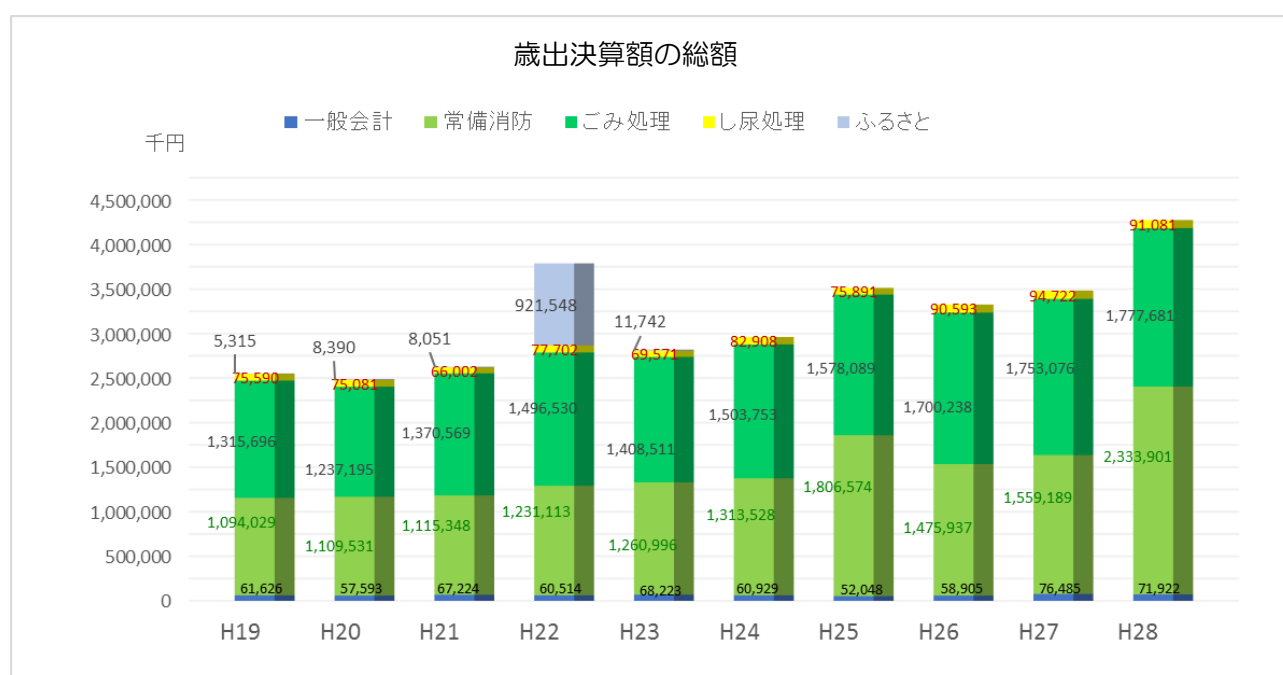


※ 一般会計・常備消防特別会計・ごみ処理特別会計・し尿処理特別会計・峡北ふるさと市町村圏特別会計が正式名称

5 歳出の状況

本組合の歳出決算額の各会計別の内訳は、図8のとおりです。平成19年度から平成28年度にかけて、年間約25億円から約45億円で推移しています。歳入決算額にばらつきがあることと同様に歳出決算額についても、平成22年度の峡北ふるさと市町村圏基金を山梨県・関係市へ返還、平成25年度のデジタル無線の整備、平成26年度の救助工作車（Ⅲ型）の配備、また、平成26年度から平成28年度に組合庁舎（峡北消防本部・韮崎消防署併設）の用地取得及び建設を行ったため、該当年度の歳出決算額が増加しています。これらは、大規模な事業の実施によるものであり、当該事業の実施によって歳出決算額は大きく左右されています。このため、これらの事業計画は関係市負担金の額（増減）に多大な影響を及ぼすため、計画的かつ慎重に実施していくことが重要となります。

【図8】



※ 一般会計・常備消防特別会計・ごみ処理特別会計・し尿処理特別会計・峡北ふるさと市町村圏特別会計が正式名称

6 将来の更新費用の試算

本組合が保有する公共施設等について、計画期間内に耐用年数を超過する施設の更新等を実施した場合の概算費用の試算総額は、表2で示すとおり約37億円を超えるものとなり、更新等による財政への負担が懸念されます。なお、消防施設については平成40年度（2028年度）に消防緊急指令施設の大規模改修で8億円程度、平成48年度（2036年度）には、韮崎消防署双葉分署の大規模改修で3千万円程度が必要になると予想されます。

更新等の実施時期については、現在消防署所再編等及びし尿処理施設の共同処理区域等の検討を行っているため、今後策定する個別施設計画の中で対応することとします。

一方、可燃ごみ処理施設及び不燃ごみリサイクル施設については、計画期間内に大規模改修が必要となりますが、山梨県ごみ処理広域化計画に沿って当組合、中巨摩地区広域事務組合及び峡南衛生組合を構成する11市町のごみ処理を広域化した新施設を平成42年度（2030年度）までに整備することが決定しているため、新施設が稼働するまでの間、施設の最小限の維持修繕を行いながら、効率的な施設運営を行っていくとともに、集会施設である総合福祉センターも必要に応じ随時修繕を行っていくため、これらの施設維持費用は、更新費用等の試算には含めないものとします。

【更新費用の試算方法】

- ・更新単価は、一般財団法人地域総合整備財団が提供している「公共施設等更新費用試算ソフト」に示された数値を参考として、消防施設については、最近の工事実績等、し尿処理施設については、コンサルタントからの資料を基に算出します。
- ・建築から法定耐用年数の1/2の期間経過後に大規模改修、法定耐用年数経過後に建替えるものとして試算します。

表2 計画期間内における施設整備事業費（概算）

(単位：千円)			
分 類	見込まれる事業内容	事業費	公共施設等名
消防施設	建替え	400,000	北杜消防署庁舎
	建替え	140,000	北杜消防署高根分署庁舎
	建替え	140,000	北杜消防署小淵沢分署庁舎
	建替え	140,000	韮崎消防署須玉分署庁舎
	建替え	140,000	韮崎消防署白州分署庁舎
し尿処理施設	建替え	2,783,000	南部衛生センター
事業費合計		3,743,000	

※消防施設については、現状敷地にて更新した場合の概算事業費

※し尿処理については、建設費、設計費、施工監理費、調査費等を含んだ概算事業費（用地取得費等を除き、共同処理区域を韮崎市及び甲斐市で試算）

7 財源の状況及び今後の見通し

今後策定する個別施設計画に基づき施設の更新等を行いますが、本組合の財源のほとんどが関係市からの負担金であるため、関係市の財政状況を十分に考慮する必要があります。

関係市は、いずれも人口減少及び高齢化が進むものと予想されており、税収の減少や扶助費等の増加が見込まれ、一層厳しい財政状況が続くものと見込まれます。

一方、常備消防に係る経費については、消防力の維持のための歳出予算の確保が必要であるとともに、歳入についても合併算定替の終了に伴う消防費基準財政需要額の減少が見込まれます。このため、関係市からの負担金の増額を要望し、健全財政を維持していくこととします。更新等については、多額の費用が必要となるため、国庫補助金や交付税措置のある地方債を積極的に活用し、関係市の負担軽減や平準化を図るものとしします。

また、消防施設については、老朽化した施設を早期に建て替えるという喫緊の課題があります。この更新に併せて消防力の強化に向け消防署所再編等を検討する必要があります。このため、関係市と十分に協議していきます。

8 現状や課題に関する基本認識

(1) 公共施設等の老朽化への対応

本組合が保有する公共施設等は、全 11 施設のうち 6 施設が耐震不足に加え老朽化が著しい状況にあります。更に安全性の問題、機能や職場環境の劣化も深刻な問題となります。今後も行政サービスを適正なレベルで提供し続けていくためには、施設の維持管理の適正化とともに、計画的な更新等が必要となります。

また、施設の更新等にあたっては、健全な財政運営を維持するために、改修・更新等にかかる費用を平準化させるとともに、投資費用を抑制することが必要であり、中長期的な視点による戦略的な公共施設等の再編整備に取り組む必要があります。

(2) 人口減少や少子高齢化によるニーズの変化

関係市の人口は減少が避けられず、年齢構成別にも年少人口・生産年齢人口の減少、老年人口の増加による少子高齢化が一層進む厳しい予測となっています。したがって、全体の人口減少だけでなく年齢3区分別や地域別に見た場合に予測される人口の変化が、本組合の行政需要にどのように影響していくのか着目するとともに、他の社会情勢によるニーズの変化も十分に考慮した上で、最適な施設のあり方を検討していくことが求められます。

(3) 厳しい財政状況への対応

厳しい財政状況の中で、公共施設等の管理にかかる費用の縮減を図る一方、機能の維持を図っていくことが大きな課題となります。特に消防施設については、施設の更新や維持管理に支出できる財源には限界があることを前提に、公共施設等のあり方を検討していく必要があります。

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

1 基本方針

公共施設等の現状や課題を踏まえて、今後の公共施設等の管理に関する基本的な方針を次のとおり定めます。

(1) 施設の安全性・機能性の維持

老朽化が進むにつれ施設の性能は徐々に低下し、適切な時期に対処しなければ、予期せぬ事故を招き十分な性能を発揮せず、安全と機能の両面で様々な不具合が発生することが予想されます。

このような事態を避けるため、計画的に補修や改修、更新等の老朽化対策を行い、施設の安全性と機能性を維持します。

(2) 規模・機能の適正化

今後、人口減少や少子高齢化の進行に伴い、必要な公共サービスの量や質も変化することが予想されます。施設の再編整備や機能の複合化等の検討を踏まえながら、効率的な施設配置への対応を図るとともに、社会情勢の変化や法令・各種基準等の変更を踏まえ、厳しい財政状況、費用対効果などの面から総合的に評価し、最小の経費で最大の効果を挙げるために、規模・機能の適正化を図ります。

(3) ライフサイクルコストの縮減

関係市の費用負担の軽減を図りながら、公共施設等の維持管理・更新に必要な財源を確保し、今後も健全な財政運営に努めます。

また、今後も継続して使用する施設については、事後保全の維持管理だけでなく、定期的な点検等を実施することにより長期的な視点、計画的な維持修繕を目指した予防保全の考え方を取り入れて長寿命化を推進し、ライフサイクルコストの縮減を図りながら財政負担の軽減と平準化に努めます。

2 施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な考え方

(1) 点検、診断等の実施方針

各施設や各種設備機器等の日常点検をはじめ、定期点検や診断を継続的に実施し、劣化・損傷の程度や原因を把握する中で、それらが進行する可能性や施設に与える影響等について検証し、今後の維持管理、老朽化対策や計画の見直し等に適切に反映していきます。

(2) 維持管理、修繕・更新等の実施方針

施設の点検結果を踏まえながら、劣化状況等に応じて長期的な視点から優先度をつけて、計画的に維持管理、修繕・更新等を行います。また、故障や劣化・損傷す

る前に計画的に修繕を行う予防保全を積極的に取り入れ、設備を含めた施設全体の長寿命化及び経費の平準化を図るものとします。

また、一般住民が利用することは少ないものの、施設のほとんどが24時間の業務を行っています。全ての施設が住民生活に密着した欠かせない業務であるため、災害時においてもその役割を果たせるよう施設及び設備の適正な管理に努めるものとします。

更新にあたっては、施設の再編整備や機能の複合化等の検討を踏まえながら、業務推進の確保、法令との適合性、老朽化の程度、財政の状況、費用対効果などの面から総合的に判断したうえで実施していきます。

(3) 安全確保の実施方針

点検・診断等により危険性が認められた公共施設等については、安全確保を最優先に一時的な供用停止や応急処置、改修を速やかに行います。

(4) 耐震化の実施方針

災害対策活動の拠点施設となる消防施設や住民生活の基盤を支える可燃ごみ処理施設、不燃ごみリサイクル施設及びし尿処理施設は、いずれも住民の日常生活に密接に関係し、災害時においても事業を継続する必要がある施設です。

このため、それぞれの特性等を踏まえる中で、基準に照らし合わせて、計画的に耐震化の検討を進めていきます。

(5) 長寿命化の実施方針

施設の点検結果による劣化状況等を把握し、少しでも長く利用できるように計画的に補修・修繕を行いながら施設の長寿命化を進めるとともに、修繕等を行った履歴を情報共有することで、適切な施設維持管理に努めるものとします。

また、施設管理にあたっては、予防保全と事後保全を組み合わせながら各施設の特性を考慮してライフサイクルコストの削減を図ります。

(6) 統廃合等の推進方針

施設の統廃合等を検討する際は、当該施設の老朽化状況、行政サービスの必要水準の確保や将来的な計画等を総合的に勘案し、社会情勢の変化を踏まえるとともに、財政状況や費用対効果等を見据えた中で、住民と情報共有・合意形成を図りながら関係市と協議を行うものとします。

(7) PPP/PFI の活用方針

今後の公共施設等の更新や維持管理において、PFI や民営化、長期包括運営委託などの PPP/PFI などの手法を導入できる施設については、施設整備や管理に積極的な活用を検討します。

(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

本計画の進捗管理や庁内調整等を行い、関係市との情報共有や連携を図り、将来にわたり安定した行政サービスを提供できる推進体制を構築します。

公共施設等に関する情報を一元管理し、公会計の財務諸表とも整合性を図りながら一貫した資産データに基づくマネジメントを進めていくこととします。

長期的な計画を推進するため、職員一人ひとりが経営的視点を持ち、本組合が保有する公共施設等の全体の最適化を意識しながら施設の維持管理を実施できるように、必要に応じて組織横断的な検討会や研修会を開催します。

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

本組合は、消防施設（消防本部を併設した組合庁舎を含む）、不燃ごみリサイクル施設、し尿処理施設、集会施設（総合福祉センター）を保有しており、それぞれ機能を異にしていることから、施設類型ごとの具体的な基本方針については、別途共同処理施設ごとの基本方針を定めた「個別施設計画」で対応することとします。

1 消防施設（7 施設）

本組合消防本部は、韮崎市、北杜市、甲斐市（旧双葉町）からなる管轄区域を韮崎市内の1署、北杜市内の1署4分署、甲斐市内の1分署で消防業務を行っています。

この内、韮崎消防署双葉分署は平成24年度に新設し、消防本部（韮崎消防署併設）は平成29年度に老朽化等の理由から移転新築しました。これらの施設については、今後も適正に維持管理に努めるものとします。

北杜市内の5署所については、建設後約半世紀を経過し、老朽化や耐震不足等により、地域の防災拠点施設としての機能を十分に果たせない状況となっています。このため、安全で衛生的な環境を備えた施設の更新が急務となっています。

これらの老朽化した施設の更新等については、公共施設等に費やせる財源には限界があることを前提にしながら、消防力の維持向上を念頭に、将来の人口やその構成、警防、救急、救助等の出動件数、地理的条件等から消防署所の配置や署所数などの再編整備を含めた施設整備の方針を早期に検討する必要があります。

また、施設の更新にあたっては、関係市の負担額を軽減するためにも、国庫補助金等や有利な起債を最大限活用していくこととします。



峡北消防本部／韮崎消防署

2 可燃ごみ処理施設・不燃ごみリサイクル施設

可燃ごみ処理施設は、平成 15 年 3 月に、不燃ごみリサイクル施設は、平成 18 年 3 月に操業を開始しました。

今後のごみ処理の共同処理については、山梨県で策定している「山梨県ごみ処理広域化計画」に沿って、峡北、中巨摩、峡南の 3 施設を 1 施設に集約し、平成 43 年度（2031 年度）の稼働に向けた 11 市町による基本合意がなされました。

現在、推進協議会でごみ処理の共同処理広域化に向け、一部事務組合を設立するための準備を行っているところです。

新施設が稼働するまでの約 13 年間の施設運営については、施設の老朽化による維持管理費の増大が見込まれるため、点検整備計画を基に、現施設の安定的な処理の継続を確保するための必要な改修を行うものとしています。

広域化・共同処理による新ごみ処理施設の稼働への移行となるため、現在の可燃ごみ処理施設・不燃ごみリサイクル施設の 2 施設については、新施設稼働後、現施設を解体撤去し、施設は廃止とします。なお、施設解体撤去後の用地については、その後も組合が所有し、公園整備、緑地等の跡地利用について、地元と詳細な協議をしていくこととします。



可燃ごみ処理施設及び不燃ごみリサイクル施設

3 し尿処理施設

し尿処理施設は、計画処理量 36k1/日として、昭和 41 年 3 月に竣工し、昭和 50 年に計画処理量 72 k1/日の希釈曝気処理方式に増改造し、韮崎市、北杜市の一部（須玉町、武川町、明野町）、甲斐市の一部（旧双葉町、旧敷島町）から発生するし尿、浄化槽汚泥、農業集落排水汚泥を処理しています。

し尿等の搬入量は、年々減少傾向にあるものの、施設は竣工から 50 年以上が経過し耐用年数を大幅に超えています。現在は計画的な修繕を実施しているものの、耐震不足が危惧され、施設の老朽化も著しい状況となっています。

このような状況から、し尿処理施設の更新が急務となっています。更新後の新施設では、北杜市が共同処理をしないため、新たに韮崎市と甲斐市の一部（旧双葉町、旧敷島町）を処理区域とした整備基本計画を策定しました。その後、甲斐市から旧竜王町を処理区域に加える旨の協議が韮崎市にあり、現在、両市で協議している段階です。このため、協議が整い次第、整備基本計画を変更し、早期に新し尿処理施設の建設を計画していきます。

また、現在稼働中のし尿処理施設につきましては、新施設が完成するまで計画的な点検整備を行い、安定的な処理を継続していくこととします。



南部衛生センター

4 集会施設

集会施設（総合福祉センター）は、平成 19 年 4 月に利用を開始し、建築後 10 年が経過しています。可燃ごみ処理施設及び不燃ごみリサイクル施設の稼働期間中は、適正に管理運営を行っていますが、施設廃止時には、建築後 23 年以上となるため、大規模修繕が予想されます。このため、その存続について地元と協議する中で、関係市と今後の方針について検討を行うこととします。

1 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

本計画を実効性のあるものとするため、関係市と連携しながら、基本的な方針や考え方に基づき、各種施策や事業を実施していきます。

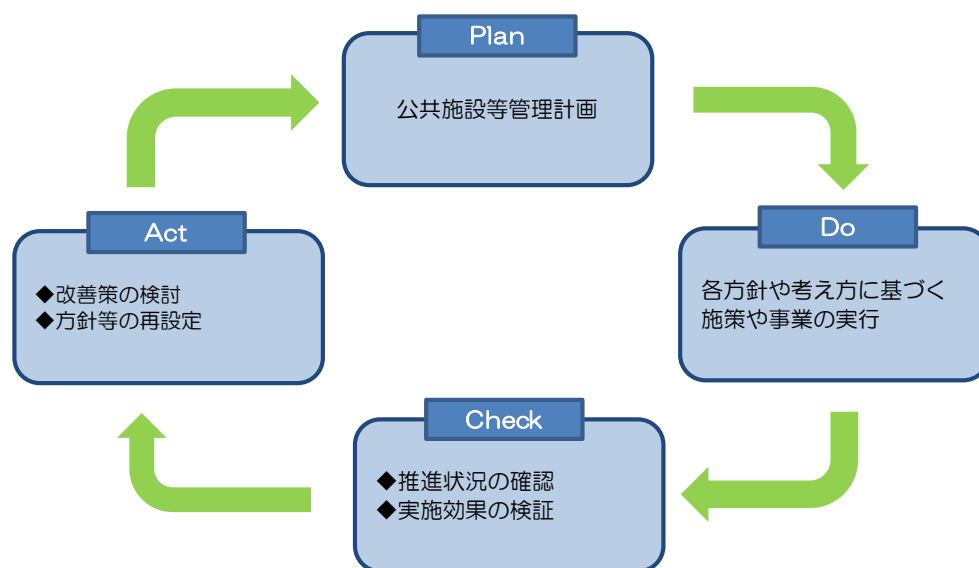
また、各施設所管課別に管理されている施設データ（建物情報や利用状況、修繕履歴等）を財産管理所管課で一元的に管理し、公共施設等の維持管理に活用します。

2 圏域住民、議会、関係市等との情報共有

本計画を円滑に推進するためには、関係市等と情報や意識を共有することが重要ですので、組合理事会及び組合議会との情報共有を図ります。また、組合ホームページ等を活用して圏域住民に情報提供し、住民と組合行政の相互理解や共通認識の形成に努めます。

3 フォローアップの実施方針

本計画を確実に実行するために PDCA サイクルを活用し、今後の社会情勢の変化や計画の進捗状況、実施効果を踏まえて、確認・検証し適切なマネジメントを行っていくものとします。また、本計画の実効性を高めるため、具体的な施設の維持管理、修繕、大規模改修及び更新等を行っていく個別施設計画を、平成 32 年度（2020 年度）末を目途に策定していきます。



峡北広域行政事務組合公共施設等総合管理計画

発行年月 平成30年11月

発行 峡北広域行政事務組合

編集 峡北広域行政事務組合 総務課

〒407-0024 山梨県韮崎市本町四丁目8番36号

TEL：0551-22-3311

FAX：0551-22-8747

URL：<https://www.kyohoku-koiki.jp/>